

**茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金のご案内**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、収入減少や食料品、物価高騰等の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、茨城県子育て世帯生活応援特別給付金を支給します。

申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けのものをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。

○支給額 対象児童1人当たり一律50,000円

《ひとり親世帯分》

1. 支給対象者

(1)支給要件
①児童扶養手当受給者 令和4年9月分の児童扶養手当を受給している方(養育者含む)
②年金受給者 公的年金給付等を受けていることにより、令和4年9月分の児童扶養手当が支給停止(不支給)となり、令和2年1月から令和2年12月までの収入等が基準額未満の方(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入の上、年間収入額が収入基準額を下回っている場合に該当)
③家計急変者 令和4年9月分の児童扶養手当が全部停止の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、1年間の収入見込額(令和2年2月以降の任意の月の収入等(1か月)の12か月分で計算)が基準額未満の方(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入の上、年間収入見込額が収入基準額を下回っている場合に該当)

2. 申請および支給時期

①児童扶養手当受給者

申請は不要です。児童扶養手当の登録金融機関口座へ、令和4年11月中に支給予定です。支給対象者には通知書を送付します。

②年金受給者、③家計急変者

申請が必要です。令和4年12月1日(木)から令和5年2月28日(火)までの間に必要書類を提出してください。申請内容を審査の上で対象となった方には、令和4年12月以降順次支給します。

3. 注意事項

ア 各給付金は1回限りの支給となります。

イ ②「年金受給者」、③「家計急変者」に該当する方

- ・期限までに申請いただき、審査の上で対象となった場合に支給となります(申請いただいても該当とならない場合もあります)。
- ・国の給付金「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」を受給済みまたは受給見込みであって、申請の時から支給に係る要件に変更がない場合には、申請は不要です。
- ・申請時に必要な書類で、不明な点がある場合には、こども課までご相談ください。
- ・次の《ひとり親世帯以外の子育て世帯分》にも該当する方は《ひとり親世帯以外の子育て世帯分》で支給しますので申請は不要です。

《ひとり親世帯以外の子育て世帯分》

1. 支給対象者

表の「(1)養育要件」①～⑥のいずれかに該当し、かつ、「(2)所得要件」A、Bのいずれかに該当する方

(1)養育要件
①児童手当受給者 令和4年9月分の児童手当の受給者
②特別児童扶養手当受給者 令和4年9月分の特別児童扶養手当の受給者
③新規児童手当受給者 令和4年10月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当に係る受給資格の認定を受けた方
④新規特別児童扶養手当受給者 令和4年10月から令和5年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当に係る受給資格の認定を受けた方
⑤その他対象児童養育者(高校生のみを養育している方等) 上記①～④に該当しない方のうち、平成16年4月2日(障がい児は平成14年4月2日)から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する方、または令和4年10月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った方(いずれも日本国内に住所を有すること)
⑥所得上限額を上回り特例給付に該当しない方 上記①～④に該当しない方のうち、児童手当法施行令第7号に規定する額以上(所得上限限度額以上)の収入があり、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育する方

(2)所得要件
A 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の方 地方税法の規定による、令和4年度の市町村民税均等割が非課税または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された方
B 令和4年1月以降の家計急変者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度の市町村民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

2. 申請および支給時期

		養育要件					
		①	②	③	④	⑤	⑥
所得要件	A	申請不要	申請不要	申請不要	申請不要	申請要	申請要
	B	申請要	申請要	申請要	申請要	申請要	申請要

「申請不要」…申請は不要です。各手当(児童手当、特別児童扶養手当)の登録金融機関口座へ、令和4年11月中に支給予定です。支給対象者には通知書を送付します。

「申請要」…申請が必要です。令和4年12月1日(木)から令和5年2月28日(火)までの間に必要書類を提出してください。申請内容を審査の上で対象となった方には、令和4年12月以降順次支給します。※養育要件が重複する場合は、①～⑥のいずれか1つを選択して申請してください。

3. 注意事項

- ・前項《ひとり親世帯分》に該当する方は対象になりません。
- ・対象児童が同一の場合は、既に給付金が申請、支給されていれば、別な養育要件が該当しても申請、支給ができません。※対象児童が異なる場合は、支給対象者(父母等)が同一でも申請、支給は複数可能です。
- ・給付金は期限までに申請いただき審査の上で対象となった方に支給となります(申請いただいても該当とならない場合もあります)。

○提出書類(ひとり親世帯・ひとり親世帯以外の子育て世帯分で申請が必要な場合)

- ・申請書
- ・簡易な収入(または所得)見込額の申立書(公的年金給付等受給者用、家計急変者用)
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等)
- ・世帯の状況、児童との関係性を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票等)
- ・受取口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)

○提出先

こども課または各支所

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137